

太子町社会福祉法人等による介護保険利用者負担軽減実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、要介護被保険者等（介護保険法（平成9年法律第123号）第62条に規定する要介護被保険者等をいう。以下同じ。）のうち、低所得で生計が困難であると町長が認めた者及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）に対し介護保険サービスを提供した社会福祉法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減した場合、町がその費用の一部を助成し、もって低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 前条に規定する軽減対象者は、市町村民税世帯非課税であって、次の各号のすべてに該当する要介護被保険者等のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として町長が認めた者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である者
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である者。ただし、預貯金等とは、預貯金のほか、有価証券、債権等を含む。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない者
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていない者
- (5) 介護保険料を滞納していない者

(軽減対象サービス及び軽減内容)

第3条 軽減対象者が利用者負担の軽減を行うことのできる介護保険サービス（以下「軽減対象サービス」という。）は、軽減を実施することにつき当該法人を所管する大阪府及び府内市町村（以下「大阪府等」という。）に申し出た社会福祉法人等が実施するサービスのうち次の各号に掲げるサービスとする。

- (1) 介護福祉施設サービス
- (2) 訪問介護
- (3) 通所介護
- (4) 短期入所生活介護
- (5) 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護
- (6) 夜間対応型訪問介護
- (7) 地域密着型通所介護
- (8) 認知症対応型通所介護
- (9) 小規模多機能型居宅介護
- (10) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (11) 複合型サービス
- (12) 介護予防訪問介護

- (13) 介護予防通所介護
- (14) 介護予防短期入所生活介護
- (15) 介護予防認知症対応型通所介護
- (16) 介護予防小規模多機能型居宅介護

2 軽減対象費用及び軽減割合は、前項に掲げるサービスにつき、それぞれ別表に掲げるとおりとする。ただし、生活保護受給者については、個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額を軽減の対象とし、その全額を軽減する。

3 利用者負担の軽減を実施する社会福祉法人等及びその実施する軽減対象サービスについては、大阪府等から送付された資料に基づき、その一覧を町に備え置くとともに利用者、居宅介護支援事業者等に適時情報提供を行うものとする。

（他の制度との調整）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、該当する制度を優先し、軽減の対象としない。

- (1) 特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する経過措置（介護保険法施行法第13条第4項）で、利用者負担割合が5%以下の者。ただし、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については、軽減の対象とする。
 - (2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の対象者
- 2 高額介護サービス費等との適用関係については、本制度による軽減措置適用後の利用者負担額に対して高額介護サービス費等を支払う。
- 3 介護保険制度における特定入所者介護サービス費等との適用関係については、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について本事業による軽減措置を適用する。

（社会福祉法人等の負担）

第5条 第3条の申し出を行った社会福祉法人等は、同条に規定するサービスの軽減対象費用について別表の軽減割合に相当する利用者負担について、当該社会福祉法人等の負担により軽減を行うものとする。

（申請）

第6条 第3条の軽減を受けようとする要介護被保険者等は、社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者確認申請書（様式第1号）に別に定める必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

（認定）

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、第2条各号に掲げる軽減対象者であるかの可否を審査決定し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象者決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により、軽減対象者と承認された者については、決定通知書と併せ、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）を交付する。

(確認証の有効期間等)

第8条 確認証の有効期限は、申請のあった月の初日から翌年度の6月末日までとする。ただし、申請のあった日が4月1日から6月末日までのときは、当該年度の6月末日までとする。

(確認証の返還)

第9条 確認証の交付を受けた者が介護保険の被保険者資格を喪失したときは、当該確認証を速やかに返還するものとする。

(利用)

第10条 軽減対象者は、介護保険サービスの利用にあたり、あらかじめ軽減を実施する社会福祉法人等に確認証を提示するものとする。ただし、申請中であらかじめ提示することができない場合は、申請手続中である旨を申し出るとともに、確認証が交付された後速やかに提示するものとする。

(利用者負担)

第11条 軽減対象者は、社会福祉法人等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

第12条 偽りその他不正の行為によってこの要綱による利用者負担の軽減を受けた場合、町長は、軽減を実施した社会福祉法人等と協議の上、軽減額の全部又は一部を軽減を受けた者から社会福祉法人等に返還するよう求めるものとする。

(社会福祉法人等に対する助成)

第13条 町長は、社会福祉法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に軽減を実施した場合、別に定めるところにより、当該社会福祉法人等が経営する施設及び事業所に対し、軽減に要した費用の一部を助成する。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱の施行は、平成12年8月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(税制改正による特例措置)

- 2 平成18年6月1日現在において利用者負担第3段階に該当する者のうち、地方税法上の個人住民税に係る高齢者の非課税限度額の廃止に係る経過措置対象者及びその者と同一の世帯に属する要介護等被保険者については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までに限り、第2条第1号中「150万円」とあるのを「190万円」、第3条第2項に規定する別表軽減割合の項中「1/4」とあるのを「1/8」と読み替える。

(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置)

- 3 第3条第2項に規定する別表中、利用者負担に係る軽減割合については、平成21年4月1日から平成23年3月31日に限り、「1/4」とあるのを「28%」、「1/2」とあるのを「53%」と読み替える。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

軽減対象サービス	軽減対象費用	軽減割合 (注2)
介護福祉施設サービス 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	10%の利用者負担、食費、居住費	
訪問介護 定期巡回・臨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護	10%の利用者負担（注1）	
通所介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	10%の利用者負担、食費	1/4
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	10%の利用者負担、食費、滞在費	
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防小規模多機能型居宅介護	10%の利用者負担、食費、宿泊費	

(注1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の対象者は除く。

(注2) 老齢福祉年金受給者は、1/2とする。